

令和 2 年度に係る事業報告書

令和 3 年 6 月

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	3
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)	3
4. 中長期目標	4
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6. 中長期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	13
9. 業績の適正な評価の前提情報	14
10. 業務の成果と使用した資源との対比	17
(1) 自己評価	
(2) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11. 予算と決算の対比	20

12. 財務諸表	21
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	23
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	24
15. 法人の基本情報	25
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	31
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の長によるメッセージ

国民の皆様へ

令和 2 年度は、当法人の第 4 期中長期目標期間 5 年の最終年でした。まず、令和 2 年度に至る 5 年間に起こった地球規模の出来事を振り返ってみたいと思います。

当法人が第 4 期中長期計画を準備していた平成 27 年には、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の採択、パリ気候変動協定の合意がなされ、国際協調の機運も高まっていました。しかし平成 28 年米国で政権が交替すると、翌年にはパリ気候変動協定から離脱を表明、国際協調の足並みに乱れが生じます。そのような中、世界各地で史上最大級の森林火災や洪水・干ばつなどが報告され、極端気象が頻発しました。我が国でも近年、数十年に一度の集中豪雨などの異常気象が頻発しています。国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の 1.5℃ 報告書や、多くの科学論文などを通じ、農業・フードシステムを含む人為的経済活動を見直すべきであるとの警告が発せられました。

こうした中で、令和 2 年 1 月、中国において人獣共通感染症である新型コロナウイルス感染症が急拡大するニュースが伝えられ、3 月上旬には世界保健機関 (WHO) によってパンデミック (感染爆発) と宣言されました。感染拡大を抑制するための移動規制措置は、我々の生活、仕事、移動、社会関係に地殻変動的なシフトをもたらしました。パンデミックによって、人為的な温室効果ガス排出は一時的に減少したものの、シベリアでは史上最高気温 38℃ が記録され、永久凍土溶解の加速が伝えられるなど、令和 2 年は平成 28 年に並ぶ史上最も暑い年となりました。そして米国が、令和 3 年 1 月の新政権の誕生により、パリ気候変動協定へ復帰しました。

対応の新たな動きも出てきました。令和 2 年の後半には、新興国を含む世界各国がカーボンニュートラル (脱炭素) への取組目標を表明し、我が国も昨年 10 月末に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。この気運の高まりは、国際社会が気候変動への対応を責務であると捉える時代になったことを意味しています。温暖化抑制に必要な脱炭素化には、化石燃料の使用削減だけでなく、農業由来の温室効果ガスの排出削減、また吸収や貯留のイノベーションが必須であり、農林水産業分野でもピンチをチャンスに変える技術開発が求められています。我が国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、農林水産業分野の多くの技術例が挙げられおり、農林水産省が中長期的政策方針として本年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」も、アジア地域に気候変動対策協力を積極的に行っていくこと、また国際ルールメイキングに参画していくことに言及しています。以上のような 5 年間の国内外の動きは、地球規模課題の深刻さ、複雑さ、そして解決に向けた人類社会の強い意志を映していると思います。

カロリーベースで約6割の食料を国際市場に依存する我が国は、科学技術イノベーションを通じた国際協調に積極的に貢献する必要があります。昨年、創立50周年を迎えた当法人は、世界のパートナーとともに、熱帯・亜熱帯地域、開発途上地域の農林水産業技術の向上のための共同研究を広範な分野で行ってきました。とりわけ、世界の食料需要の質・量の大きな変化が予測されている開発途上地域では、持続的な供給面で課題があり、気候危機に対して頑強(レジリエント)なシステムを構築する必要があります。当法人が第4期中長期計画で実施してきた活動は、まさに上述した時代の要請を先取りしたものとと言えます。例えば、資源・環境管理プログラムでは東南アジアの水田・畜産での温室効果ガス(メタンなど)削減技術や生物的消化抑制(BND)の国際プラットフォームの主導、農産物安定生産プログラムでは食料システムのレジリエンス強化や越境性病害虫、高付加価値化プログラムではフードバリューチェーン研究やバイオマス廃棄物有効利用、情報収集分析プログラムでは国際動向に関する情報分析・発信や目的基礎を通じたイノベーション創出など、地球規模の課題解決のための技術の実装につながる顕著な研究成果をあげました。

人類が2050年までに地球の限界を超えることなく、100億人への食料供給を達成するには、生産性や持続性の向上だけでなく、大幅な食生活のシフトも必要とされています。しかし、食料の入手可能性には地域性があり、健康と環境に配慮した理想の食事の提供を実現するには、地域の特性に応じた食料システム構築のための投資を加速していく必要があります。50年の国際共同研究の歴史を有する当法人の強みは、開発途上地域における食・栄養の充足と地球規模の環境保全という、しばしば、二律背反の関係にある課題に異分野連携アプローチを通じて取り組むことで、相乗効果・便益をもたらしうる科学技術パッケージを提示することにあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国出張による現場での活動が大きく制限されました。50年の歴史で初めてのことでした。そのような中でも長年培ったカウンターパート機関との信頼関係のもと、研究活動を工夫し、影響を最小限に抑えることができました。当法人は、現地のパートナーとともに一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願い、アジア、アフリカそしてラテンアメリカの現地圃場や実験室などの研究現場で、思い切り働き、議論できる日を待ち望んでいます。

当法人の一年間の業務の一端を紹介する本事業報告書をお読みいただき、引き続き、本法人の活動へのご理解、ご支援、ご協力をいただければ幸いです。また、忌憚のないご助言、ご質問もお待ちしております。

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター
理事長 小山 修

2. 法人の目的・業務内容

(1) 法人の目的

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(国際農研)は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としています。

(国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第3条)

(2) 業務内容

上記の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ① 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- ② ①の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- ③ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- ④ ①、②及び③の業務に附帯する業務を行うこと。

(国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第11条)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂)が決定されました。これは、①国内外の需要の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のためのバリューチェーンの構築、③農地の集約化など生産コスト削減等を通じた生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮の4つの柱を軸に政策を再構築したもので、いわゆる「攻めの農林水産業」を目指すものです。

こうした施策の方向にこれまでの施策の評価を加え、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日)が閣議決定されました。この中で、開発途上地域に対しては、飢餓・貧困対策や、気候変動、越境性感染症等の地球規模課題に対応するため、農業生産や食品安全等に関する技術協力を実施することとされています。この背景には、世界的な人口増加等による食料需要の増大など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因(リスク)が顕在化しつつあることがあります。また、新たな開発途上地域支援の仕組みとして、世界の食料安全保障と開発途上地域の経済成長等に貢献するため、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を推進することとされています。

「食料・農業・農村基本計画」に併せ、その実現を技術開発面から支える新たな「農林水産研究基本計画」(平成27年3月31日農林水産技術会議決定)が策定されました。同計画は、世界的な人口の増加、新興国における経済成長や所得水準の向上、気候変動などによって、中長期的に世界の食料需給のひっ迫が懸念されていることを指摘しています。また、政府の方針等との整合を図りながら、農林水産業の潜在能力が十分に発揮できていない開発途上地域を対象として、地域の自然環境にも配慮しつつ、持続性の高い農林水産業を構築し、世界の食料増産を推進することが必要であるとしています。このような中で、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

(国際農研)は、同計画の示す開発途上地域を対象とする研究開発に関して中核的な役割を担うことが期待されています。

また、平成 27 年 5 月、当法人理事長も委員として参加した「科学技術外交のあり方に関する有識者懇談会」の報告書が外務大臣に提出され、科学技術と外交を結びつけ「科学技術外交」を展開することの重要性が指摘されています。当法人は開発途上地域を対象とした科学技術外交においても重要な役割を果たすことが期待されます。

さらに、あらたな「食料・農業・農村基本計画」(令和 2 年 3 月 31 日)が閣議決定されました。この中で、飢餓・貧困や、栄養不良、気候変動、越境性動物疾病等の地球規模課題に対応するため、途上国に対する農業生産や食品安全等に関する研究開発を実施することとされました。また、本計画では、研究協定覚書(MOU)の積極的な締結や、海外の拠点整備による体制強化など国際共同研究を推進するとしています。一方、農林水産研究イノベーション戦略 2020(令和 2 年 5 月 27 日公表)では、農林水産業以外の多様な分野との連携により、イノベーションの創出が期待できる分野として、スマート農業、環境、バイオ等が示されました。

令和 2 年度の農林水産省の政策体系において、当法人の業務は「I-2-(6)イノベーション創出・技術開発の推進」の下に位置づけられます。

4. 中長期目標

(1)概要

①中長期目標の期間

中長期目標の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

②中長期目標の簡潔な説明

当法人は、「農林水産研究基本計画」が示す開発途上国における研究開発の中核的な研究機関として、技術的課題に対応する必要があります。また、独立行政法人改革の精神を踏まえ、研究開発成果の最大化を目指す必要があります。このため、平成 28 年度から始まった第 4 期中長期目標期間においては次の点を特に重視し業務を行うこととしています。

- (1)研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革
- (2)政府方針に即した開発途上地域における研究開発
- (3)法人としてのガバナンス強化

なお、詳細は「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標」(平成 28 年 3 月 2 日制定、平成 31 年 2 月 28 日改正)をご参照ください。

(2)一定の事業等のまとめり毎の目標

当法人は、中長期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は以下のとおりです。

①企画・連携推進業務

研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革を進めるため、政策の方向に即した研究の推進と PDCA サイクルの強化、産学官連携及び協力の促進・強化、知的財産マネジメントの戦略的推進、研究開発成果の社会実装の強化並びに行政部局等との連携強化を実施します。

②開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発

地球温暖化の要因である農業分野からの温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気候変動に対する強靭性や復元力を高めるための技術を開発します。また、アジア及びアフリカ地域を中心とする開発途上地域の環境劣化を抑制し、農業生産の安定化を図るため、水や土壌等、資源の保全管理技術等を開発します。

③熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発

アフリカの食料問題解決のため市場での流通や消費拡大を目指したイネ、畑作物の安定生産技術の開発、低肥沃度や乾燥等の不良環境に適応可能な作物開発と利用技術の開発を行います。さらに、各国とのネットワーク研究等を活用し、我が国への侵入・拡大が懸念される越境性の作物病害虫に関する防除及び侵入・拡大抑制技術等を開発します。

④開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発

アジア等の開発途上地域における農山漁村開発を支援し、農民の所得向上に貢献するため、農林漁村における多様な資源や未利用バイオマス等の地域資源の活用を図ると共に、フードバリューチェーン構築を推進し、資源の高付加価値化技術を開発します。また、農産廃棄物等のバイオマスの高度利用技術の開発・実用化を推進すると共に、農村における多様な資源の活用、森林資源の育成・保全と高付加価値化、水産資源の持続的利用と効率的な養殖等、生態系と調和した資源の活用を図ります。

⑤国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供

国際的な食料・環境問題の解決を図るため、諸外国における農林水産業の生産構造及び食料需給・栄養改善等に関する現状分析、将来予測及び研究開発成果の波及効果分析を行います。

また、開発途上地域での農林水産業関連の研究や我が国が進めるグローバル・フードバリューチェーン構築等の施策に資するため、国際的な食料事情、農林水産業及び農山漁村に関する資料を収集・整理し、広く研究者、行政組織、企業等に提供します。加えて、将来の技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究(目的基礎研究)を推進します。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、運営基本理念及び運営方針(JIRCASビジョン)を以下のとおり定めています。

(1)基本理念

・地球規模の食料・環境問題の解決

JIRCASは、最新の科学的知見を駆使して、食料不安・栄養不良や持続的な資源環境管理など、地球規模の困難な問題の解決のため、最適な技術を提案します。

・国際農林水産業分野の中核研究機関

JIRCASは、我が国を代表する国際農林水産業分野の研究機関として、国際的な科学的議論を主導し、我が国の食料安全保障と国際社会の繁栄と安定に貢献します。

(2)運営方針

・研究開発成果の最大化

JIRCASは、常に調査・研究の出口、成果の現場での利活用を意識し、広く社会にインパクトを与える「研究開発成果の最大化」を目標に活動します。

・国内外の協働と連携

JIRCAS は、国内外の広範な研究者、研究機関や行政機関、開発機関、農林漁業者、企業などの協働と連携の場を提供し、農林水産分野のイノベーション創出を推進します。

・働きやすい安全な業務環境

JIRCAS は、すべての役職員が働きがいのある、安全で働きやすい職場環境を整え、効率的で質の高い活動を継続します。

6. 中長期計画及び年度計画

当法人は、中長期目標を達成するための中長期計画と当該計画に基づく年度計画を策定しています。

中長期計画と当事業年度における年度計画との関係は以下のとおりです。

なお、詳細は「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期計画」(制定認可:平成28年3月31日、変更認可:平成31年3月26日)及び「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター令和2年度計画」(令和2年3月31日制定)をご参照ください。

中長期計画	令和2年度計画
第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
＜企画・連携推進業務＞	
1 政策の方向に即した研究の推進とPDCAサイクルの強化	
(1)政策の方向に即した研究の戦略的推進 ア 研究開発を戦略的に推進 イ 研究成果の事業化を積極的に実施 ウ 工程表に基づく研究管理 エ 研究課題の評価の適正かつ厳格な実施 オ 研究課題の必要に応じた見直し	(1)政策の方向に即した研究の戦略的推進 ア 時期中長期計画に向けた検討 イ 展示会等に参加及び出展 ウ 研究職員の年間研究・業務計画書の活用 エ 計画の達成状況に基づく研究課題評価 オ 研究課題の必要に応じた見直し
(2)法人一体の評価と資源配分 ア 適切な評価・点検の仕組みを設置 イ 評価結果に基づく研究資源の的確な配分 ウ 外部資金獲得の積極的な取組 エ 評価結果を業務運営に反映	(2)法人一体の評価と資源配分 ア 中長期計画評価会議における評価 イ 評価結果に基づく研究資源の的確な配分 ウ 外部資金獲得の積極的な取組 エ 評価結果を業務運営に反映
2 産学官連携、協力の促進・強化	
ア 情報及び人的交流を積極的に推進 イ 政府方針に即した連携強化 ウ 農研機構等との協力関係を強化 エ 熱帯・島嶼研究拠点の特性を活かし協力	ア 産学官連携の強化 イ 政府方針に貢献するため連携強化 ウ 研究交流及び人事交流を通じ協力強化 エ 我が国農業の発展に資する協力
3 知的財産マネジメントの戦略的推進	
(1)知的財産マネジメントに関する基本方針の策定 知的財産マネジメント基本方針の見直し	(1)知的財産マネジメントに関する基本方針の策定 成果の社会実装を促進するための知財管理

(2)知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進 ア 一連の過程における知財マネジメント イ 社会実装の迅速化や知財管理の円滑化 ウ 戦略的な知財管理の取組	(2)知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進 ア 法務・知財チームによるマネジメント イ 社会実装の迅速化や知財管理の円滑化 ウ 職員の知財に対する意識向上
4 研究開発成果の社会実装の強化	
(1)研究開発成果の公表 研究成果の積極的な公表 (2)技術の普及に向けた活動の推進 ア データベース化等による成果の普及 イ 関係機関と連携した普及活動 ウ 法人発ベンチャーへの出資、援助 (3)広報活動の推進 ア 広報戦略の策定、戦略的な広報活動 イ 多様な媒体・機会を活用した情報発信 ウ 現地ワークショップや説明会の開催 (4)国民との双方向コミュニケーション ア シンポジウムやセミナーの開催 イ アウトリーチ活動への積極的な取組 ウ 研究実施地域住民の理解を得る取組 (5)研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表 ア 主要な成果のフォローアップ調査 イ ウェブサイト等を活用した情報発信	(1)研究開発成果の公表 研究成果の積極的な公表 (2)技術の普及に向けた活動の推進 ア 成果のデータベース化・マニュアル化 イ 現地ステークホルダーとの意見交換 ウ 法人発ベンチャーへの出資、援助 (3)広報活動の推進 ア ターゲットを明確にした広報活動 イ 多様な媒体・機会を活用した情報発信 ウ 現地ワークショップや説明会の開催 (4)国民との双方向コミュニケーション ア シンポジウムやセミナーの開催 イ 一般公開、市民公開講座等の取組 ウ 研究実施地域住民の理解を得る取組 (5)研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表 ア 追跡評価の実施と評価結果の公表 イ ウェブサイト等を活用した情報発信
5 行政部局等との連携強化	
ア 関係行政部局との密接な情報交換 イ シンポジウム開催、専門家派遣等の協力 ウ 分析及び鑑定の実施 エ 講習生、研修生の受入 オ 国際機関や学会等に協力	ア 人事交流や会議等を通じた情報交換 イ 東京栄養サミット2020に協力 ウ 分析及び鑑定の実施 エ 講習生、研修生の受入 オ 国際機関や学会等に協力
<研究業務>	
6 研究業務の推進(試験及び研究並びに調査)	
開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発	
メタン発生抑制システムの開発 気候変動に対処し被害を軽減する技術開発 作物の収量を持続安定させるための対策技術 生物的硝化抑制作用を活用した育種素材	AWD 導入の農家経済、環境への影響評価 土壌・水保全に関する技術書作成 島嶼に適した環境保全型栽培技術の提案 BNI 強化コムギ品種の圃場栽培試験
熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発	
アフリカに適応した作物育種素材を開発 不良環境に適応可能な高生産性作物の作出	開発した育種素材と栽培技術の現地評価 農家に対する技術普及促進条件の検証

先導的な育種素材の開発と評価 越境性作物病害虫の侵入・拡大抑制技術	新しい育種技術の開発 サトウキビ白葉病の健全種茎生産マニュアル
開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発	
高付加価値化に必要な加工・流通技術開発 未利用バイオマス高度利用技術開発 多様な資源の活用技術の開発 森林資源の育成・保全と高付加価値化技術 効率的な養殖技術の開発	地域特性を考慮した加工技術の適用性検証 微生物集団による連続的な糖化プロセス構築 水稲作と共存する在来魚養殖手法の確立 有用樹の優良個体選抜法の提案 複合的養殖の技術開発と普及拡大
国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供	
ア 食料需給の現状分析と将来予測 イ 情報や資料の収集、整理、提供 ウ 国内の関係機関間の組織的な情報交流 エ 理事長インセンティブ経費等の活用 オ 目的基礎研究の推進	ア 世界食料モデルの改良 イ 情報の質と受け手を意識した情報提供 ウ ウェブサイトを通じ独自の情報収集・提供 エ 理事長インセンティブ経費等の活用 オ 目的基礎研究の成果最大化
第2 業務運営の効率化に関する事項	
1 経費の削減	
(1)一般管理費等の削減 一般管理費3%、業務経費1%抑制(対前年) (2)調達合理化 ア 調達等合理化計画の策定と実行 イ 研究開発物品の調達の迅速化 ウ 農研機構との共同調達による効率化	(1)一般管理費等の削減 一般管理費3%、業務経費1%抑制(対前年) (2)調達合理化 ア 調達等合理化計画の策定と実行 イ 研究開発物品の調達の迅速化 ウ 農研機構との共同調達による効率化
2 組織・業務の見直し・効率化	
(1)組織・業務の再編 ア 組織・研究体制や業務の柔軟な見直し イ 業務の電子化、効率化 ウ 適切な人員配置と業務の最適化 (2)研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) 計画的な整備と利用率の向上	(1)組織・業務の再編 ア 組織・研究体制や業務の柔軟な見直し イ 勤務時間の適正な管理 ウ 適切な人員配置と業務の最適化 (2)研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) 耐震工事等のリスク軽減対策実施
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
第8 その他業務運営に関する重要事項	
1 ガバナンスの強化	
(1)内部統制システムの構築 ア 役職員担当業務、権限及び責任の明確化 イ 指揮命令系統の明確化 ウ リスク管理体制の整備 (2)コンプライアンスの推進	(1)内部統制システムの構築 ア 役職員担当業務、権限及び責任の明確化 イ 指揮命令系統の明確化 ウ リスク管理体制の整備 (2)コンプライアンスの推進

<p>ア 研修や教育訓練等の実施</p> <p>イ 研究活動における不適正行為の防止</p> <p>(3)情報公開の推進等</p> <p>情報公開の積極的な推進</p> <p>(4)情報セキュリティ対策の強化</p> <p>ア サイバーセキュリティの強化</p> <p>イ 情報セキュリティ対策の実施状況評価</p> <p>ウ 個人情報や技術情報の適切な管理</p> <p>(5)環境対策・安全管理の推進</p> <p>ア 化学物質等の適正管理の徹底</p> <p>イ 生物材料の適正管理を徹底</p> <p>ウ エネルギーの削減とリサイクルの促進</p> <p>エ 事故等の未然防止活動</p> <p>オ 災害等緊急時の対応体制の整備</p>	<p>ア 研修や教育訓練等の実施</p> <p>イ 研究活動における不適正行為の防止</p> <p>(3)情報公開の推進等</p> <p>情報公開の積極的な推進</p> <p>(4)情報セキュリティ対策の強化</p> <p>ア 情報セキュリティポリシーの見直し</p> <p>イ 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>ウ 個人情報や技術情報の適切な管理</p> <p>(5)環境対策・安全管理の推進</p> <p>ア 化学薬品管理システムの更新</p> <p>イ 生物材料等の適正な管理</p> <p>ウ エネルギーの削減とリサイクルの促進</p> <p>エ 事故等の未然防止活動</p> <p>オ 新型感染症対策等、役職員の安全確保</p>
2 研究を支える人材の確保・育成	
<p>(1)人材育成プログラムの実施</p> <p>ア 人材育成プログラムの見直しと実施</p> <p>イ キャリアパスの構築</p> <p>ウ 人的交流、研修による職員の資質向上</p> <p>(2)人事に関する計画</p> <p>ア 柔軟で適切な人事配置</p> <p>イ 多様な制度を活用した人材の確保</p> <p>ウ 男女共同参画の取組を強化</p> <p>(3)人事評価制度の改善</p> <p>ア 人事評価結果を適切に処遇等に反映</p> <p>イ 多角的な観点に基づく業績評価</p> <p>(4)報酬・給与制度の改善</p> <p>ア 国家公務員の給与水準等を勘案した支給</p> <p>イ 多様な雇用体系に対応できる給与制度</p> <p>ウ 給与水準に係る取組状況の公表</p>	<p>(1)人材育成プログラムの実施</p> <p>ア 人材育成の取組を実施</p> <p>イ キャリアデザインシート作成等</p> <p>ウ 人的交流、研修による職員の資質向上</p> <p>(2)人事に関する計画</p> <p>ア 柔軟で適切な人事配置</p> <p>イ 多様な制度を活用した人材の確保</p> <p>ウ 男女共同参画の取組を強化</p> <p>(3)人事評価制度の改善</p> <p>ア 人事評価結果を適切に処遇等に反映</p> <p>イ 評価制度の改善の検討</p> <p>(4)報酬・給与制度の改善</p> <p>ア 国家公務員の給与水準等を勘案した支給</p> <p>イ 多様な雇用体系に対応できる給与制度</p> <p>ウ 給与水準に係る取組状況の公表</p>
3 主務省令で定める業務運営に関する事項	
前期繰越積立金の減価償却費用への充当	前期繰越積立金の減価償却費用への充当

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は図のとおりです。

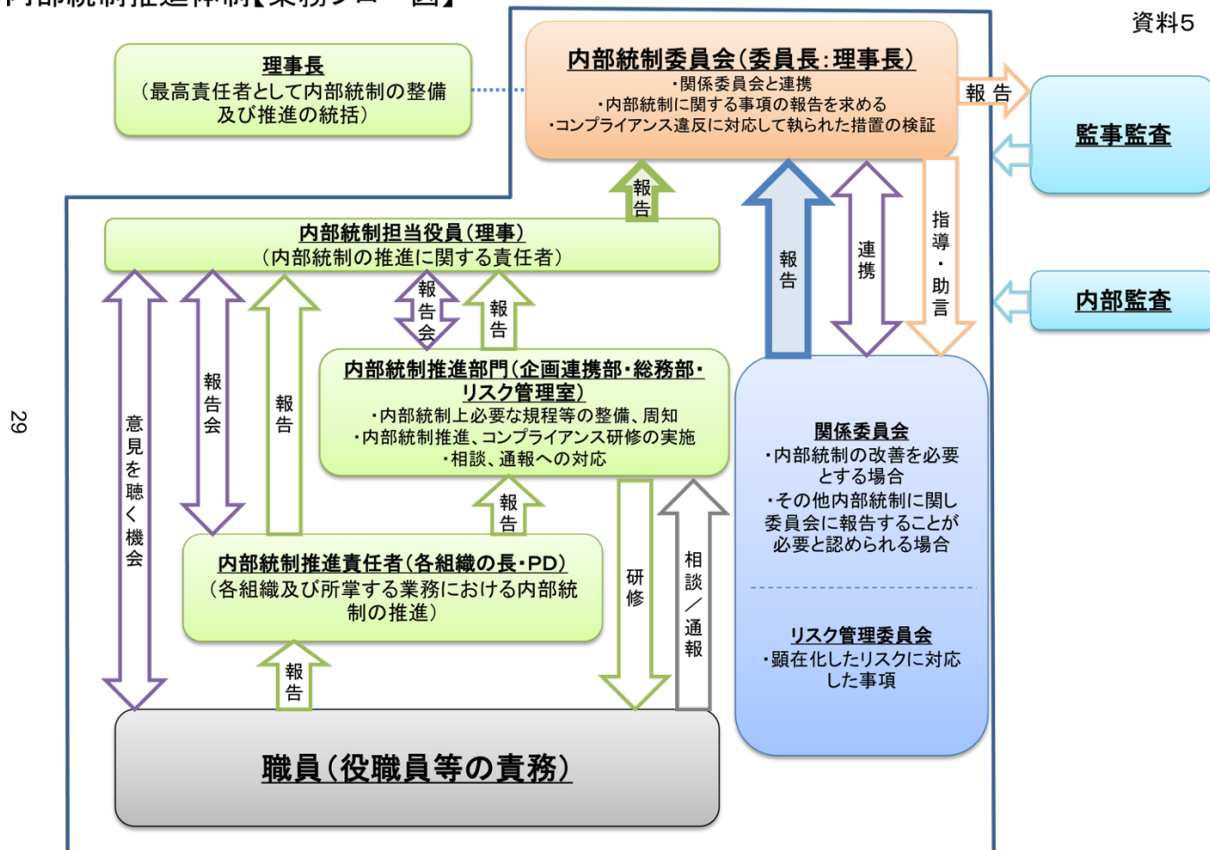
令和元年度の取組みとして、各研究領域における領域会等が開催され、運営会議での報告・連絡事項の周知を徹底しました。さらに、出張者が多い部署や執務室が分散している部署でのICTの活用、定期的な職場巡視等を実施しています。

なお、内部統制システムの整備に関する事項の詳細は、「国立研究開発法人国際農林水産業

「研究センター業務方法書」(制定認可:平成13年4月2日、最終の変更認可:平成31年3月9日)をご参照ください。

図 ガバナンスの体制

内部統制推進体制【業務フロー図】



(2) 役員等の状況

① 役員等の状況 (令和3年4月1日)

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第6条に基づき、理事長1名、理事1名、監事2名(内1名は非常勤)の4名の役員を置いています。

役職	氏名	現任期	経歴
理事長	小山 修	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日 (就任年月日 令和3年4月1日)	昭和54年4月 農林水産省採用 平成23年4月 (独)国際農林水産業研究センター 研究戦略室長 平成27年4月 (国研)国際農林水産業研究センター 理事
理事	山本 由紀代	自 令和3年4月1日 至 令和5年3月31日 (就任年月日 令和3年4月1日)	昭和61年4月 農林水産省採用 平成28年4月 (国研)国際農林水産業研究センター プログラムディレクター
監事	熊代 輝義	自 平成31年4月1日	昭和56年4月 国際協力事業団採用

		至 令和2年度の財務諸表承認日 (就任年月日 平成31年4月1日)	平成22年7月 独立行政法人国際協力機構 農村開発部長 平成26年4月 国立大学法人東北大学高度 教養教育・学生支援機構グ ローバルラーニングセンター 専任教授 平成28年7月 ベトナム農業農村開発省派 遣JICA専門家(プロジェク トチーフアドバイザー)
監事 (非常勤)	井上 眞理	自 平成29年6月30日 至 令和2年度の財務諸表承認日 (就任年月日 平成27年4月1日)	昭和49年5月 九州大学教養部採用 平成16年9月 九州大学大学院農学研究院 教授 平成26年10月 国立大学法人九州大学副 理事 平成29年4月 国立大学法人九州大学名誉 教授

②会計監査人の氏名または名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末現在176名(前期比1名増加、0.6%増)であり、平均年齢は47.4歳(前期末47.3歳)となっています。このうち、国等からの出向者は4名、民間からの出向者は0名、令和3年3月31日退職者は11名です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

①当該事業年度中に完成した主要な施設等

遺伝資源保管庫の新設(整備に要した額 12,706千円)

②当該事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③当該事業年度中に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

①純資産の額及び出資者ごとの出資額

平成13年4月1日に、独立行政法人国際農林水産業研究センター法附則第5条に基づき、国から資本金として8,470,154,319円相当の土地・建物等の現物出資を受けました。令和2年度末の資本金の額は同じく8,470,154,319円で増減はありません。

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
----	------	-------	-------	------

政府出資金	8,470,154,319	0	0	8,470,154,319
資本金合計	8,470,154,319	0	0	8,470,154,319

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

(目的積立金の申請)

令和2年度における目的積立金の申請は、当事業年度に発生した利益については、申請していません。

(目的積立金の取崩)

前中長期目標期間繰越積立金取崩額931,769円は、自己収入予算にて取得した固定資産の減価償却費計上額に充てるため、取り崩したものです。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

セグメント別の収益内訳(経常収益 3,741 百万円の内訳) (単位:百万円)

区分	運営費交付金	受託収入	補助金等	その他
企画・連携推進業務	403	34	-	30
資源・環境管理研究業務	591	39	-	57
農産物安定生産研究業務	741	96	30	71
高付加価値化研究業務	512	109	-	48
情報収集分析業務	236	7	-	22
小計	2,483	285	30	227
法人共通	510	-	-	206
合計	2,993	285	30	433

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。
その他は、資産見返負債戻入、賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益、その他の収益を集計しています。

②自己収入に関する説明

当法人の企画・連携推進業務では、令和2年度は特許実施料 76 千円、育成者権利用料 364 千円、共同研究に伴う発明の持分譲渡 292 千円を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、温室効果ガス排出抑制実施計画を平成28年度に改正し、排出される温室効果ガス排出量を平成16年度比で令和2年度までの期間に10%以上削減することとしています。また、古紙やペットボトル等の分別回収の徹底を図っています。

一方、男女共同参画の取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日法律第64号)が制定されたことを受け、同法に基づき一般事業主行動計画

を作成しています。また、管理者の意識改革を目的としたイクボス研修、仕事と生活の調和が取れた働きやすい職場環境の実現を図るためワークライフバランス研修等の開催、女性リーダー候補者が取り組んでいる海外共同研究成果の取りまとめを支援するための契約職員の雇用等を実施しています。さらに、任期付研究員が任期中に産前産後の特別休暇及び育児休業を取得した場合並びに介護休業を取得した場合、申し出により当該育児休業等の期間を限度に特例として任期を付すことを可能とし、そのことを公募要領に明記するなど、研究と出産・子育てとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

(1) リスク管理の状況

内部統制とリスク管理強化のため平成 28 年 4 月に設置したリスク管理室を事務局として、業務遂行の障害となる要因(リスク)を識別、分析、評価し、適切な対応を実施するための体制を整備しました。リスク低減措置案については、担当部署でさらに検討を進めつつ対策を実施して、その進捗状況を定期的にリスク管理委員会でモニタリングしてきました。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

[情報セキュリティ対策の強化]

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー関連規程を改定しました。これに基づき、海外拠点等における設置端末の状況を調査しています。

[環境対策・安全管理の推進]

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に取り組んでいます。

薬品の管理に関する安全教育、職場巡視及び定期的な点検を行い、化学物質等を適正に管理しました。外国人職員が多いので、英語版の安全データシートも作成しました。

遺伝子組換え生物等については、遺伝子組換え実験安全委員会に外部委員を委嘱し、実験計画書の審査を行い、国の基準に従い承認を行っています。

輸入禁止品については、植物防疫所及び動物検疫所と適切に連絡調整を図りつつ輸入許可申請及び輸入手続きを実施しています。

なお、あらゆる事故、ミスの情報共有をすすめるオープン・ループによる安全管理を推進することを所として確認しました。

[新型コロナウイルス対策]

令和 2 年 1 月に新型コロナウイルス対策会議を立ち上げ、情報収集、新着情報の所内通知等を実施しています。いち早く、中国への渡航の延期又は中止、ならびに中国国内を経由する航空機利用の自粛を決定しました。その他の国においても、出張中止等、感染拡大防止の方針に沿った対応を行いました。

なお、業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況の詳細は、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター業務実績報告書」(令和 3 年 6 月)をご参照ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

ア 企画・連携推進業務

研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革を進めるため、本業務では、政策の方向に即した研究の推進と PDCA サイクルの強化、産学官連携及び協力の促進・強化、知的財産マネジメントの戦略的推進、研究開発成果の社会実装の強化並びに行政部局等との連携強化を実施します。

イ 資源・環境管理研究業務

(研究プログラムA 「開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発」に相当)

我が国も大きな影響を受ける気候変動や環境劣化等の地球規模課題に対処するには、経済活動で農業分野が大きな割合を占める開発途上地域における対策が不可欠です。

このため、地球温暖化の要因である農業分野からの温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気候変動に対する強靱性や復元力を高めるための技術を開発します。【重要度:高】また、アジア及びアフリカ地域を中心とする開発途上地域の環境劣化を抑制し、農業生産の安定化を図るため、水や土壌等、資源の保全管理技術等を開発します。

さらに、現地の研究機関等と共同で技術開発や実証実験を行い、持続的な農業資源管理のための技術マニュアル等を作成して行政部局や農民への速やかな普及を図ります。

図 資源・環境管理研究業務の概要



ウ 農産物安定生産研究業務

(研究プログラムB「熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発」に相当)

世界人口の増加や新興国における経済成長及び所得水準の向上により、中長期的には世界の食料需給がひっ迫することが懸念されています。低肥沃度や乾燥等の不良環境のため農業生産の潜在能力が十分に発揮できていない熱帯等の開発途上地域を対象として、アフリカをはじめとする世界の栄養改善に向けて、食料増産を推進することが重要です。

このため、アフリカの食料問題解決のため市場での流通や消費拡大を目指したイネ、畑作物の安定生産技術の開発【重要度：高】、低肥沃度や乾燥等の不良環境に適応可能な作物開発と利用技術の開発を行います。さらに、各国とのネットワーク研究等を活用し、我が国への侵入・拡大が懸念される越境性の作物病害虫に関する防除及び侵入・拡大抑制技術等を開発します。

さらに、現地の研究機関等と共同で技術開発や実証実験を行うとともに、マニュアルや解説資料等を作成し、品種開発関係者や行政部局、農民に対して開発技術の速やかな普及を図ります。

図 農産物安定生産研究業務の概要



エ 高付加価値化研究業務

(研究プログラムC「開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発」に相当)

開発途上地域の開発ニーズは、単なる貧困撲滅から経済成長に変化しており、農林水産分野においても、地域における多様な資源を活用した高付加価値化技術の開発が求められています。特に食料資源に関しては、生産から加工、流通、販売に至る付加価値の高いフードバリューチェーンの構築への貢献が求められ、我が国の民間企業等の参画も期待されます。

このため、アジア等の開発途上地域における農山漁村開発を支援し、農民の所得向上に貢献するため、農林漁村における多様な資源や未利用バイオマス等の地域資源の活用を図ると共に、フードバリューチェーン構築を推進し、資源の高付加価値化技術を開発します【重要度：高】。また、農産廃棄物等のバイオマスの高度利用技術の開発・実用化を推進すると共に、農村における多様な資源の活用、森林資源の育成・保全と高付加価値化、水産資源の持続的利用と効率的な養殖等、生態系と調和した資源の活用を図ります。

さらに、これらの研究課題を我が国及び現地の民間企業や研究機関等と連携して推進し、実用レベルでの技術として体系化するとともに、技術マニュアルの作成や技術展示を行い、農民や地域の加工流通関係者等への速やかな普及を図ります。

図 高付加価値化研究業務の概要



オ 情報収集分析業務

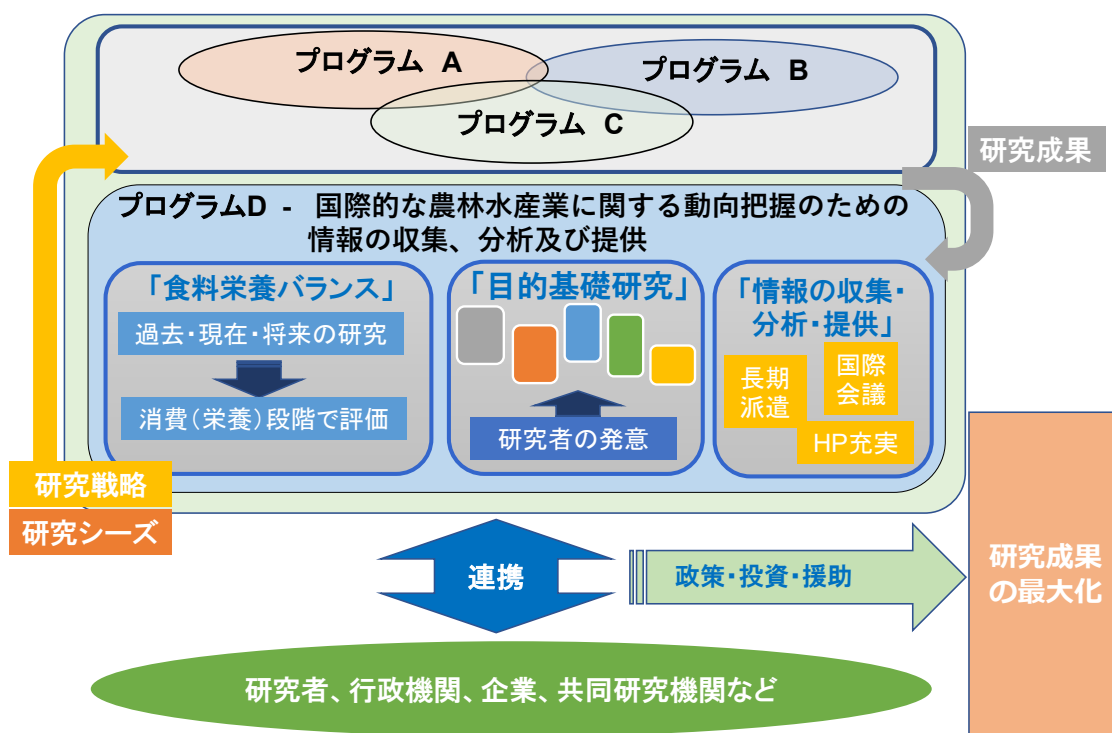
(プログラムD「国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供」に相当)

国際的な食料・環境問題の解決を図るため、諸外国における農林水産業の生産構造及び食料需給・栄養改善等に関する現状分析、将来予測及び研究開発成果の波及効果分析を行います。

また、開発途上地域での農林水産関連の研究や我が国が進めるグローバル・フードバリューチェーン構築等の施策に資するため、国際的な食料事情、農林水産業及び農山漁村に関する資料を、継続的・組織的・体系的に収集・整理し、広く研究者、行政組織、企業等に提供します。

加えて、「農林水産研究基本計画」に定めた基本的な方向に即し、将来の技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究(目的基礎研究)を、適切なマネジメントの下、着実に推進します。

図 情報収集分析業務の概要



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

自己評価の詳細は、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター自己評価書」(令和3年6月)をご参照ください。

令和2年度項目別評価総括表

(単位:百万円)

項目	評価(※)	行政コスト
第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
<企画・連携推進業務>	A	499
1 政策の方向に即した研究の推進とPDCA サイクルの強化	A	
2 産学官連携、協力の促進・強化	A	

3 知的財産マネジメントの戦略的推進	A	
4 研究開発成果の社会実装の強化	A	
5 行政部局等との連携強化	S	
<研究業務>		
6 研究業務の推進(試験及び研究並びに調査)		
開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発	A	724
熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発	A	951
開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発	A	677
国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供	A	273
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 経費の削減	B	
2 組織・業務の見直し・効率化	B	
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	B	
第8 その他業務運営に関する重要事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 研究を支える人材の確保・育成	B	
3 主務省令で定める業務運営に関する事項	B	
法人共通		685
合計		3,808

[注記]百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

※標語の説明

・ 研究開発に係る事務及び事業(第2の1、第3、第8の1及び第8の3以外)

S: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D: 当国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、

効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業以外(第2の1、第3、第8の1及び第8の3)
- S: 当該法人の業績向上努力により、中長期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中長期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 当該法人の業績向上努力により、中長期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中長期目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B: 中長期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C: 中長期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中長期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(2) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
評定(※)	B	B	B	A	—

※標語の説明

- S: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適

正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

11. 予算と決算の対比

要約した法人単位決算報告書は以下のとおりです。詳細は、決算報告書をご参照ください。

(単位:百万円)

区分	令和2年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
前年度よりの繰越金	90	224	注記1
運営費交付金	3,546	3,546	
施設整備費補助金	-	-	
受託収入	295	225	注記2
寄附金収入	-	-	
補助金等収入	-	33	注記3
諸収入	3	30	注記4
計	3,934	4,057	
支出			
業務経費	1,251	1,334	
施設整備費	-	-	
受託経費	295	249	注記5
一般管理費	104	101	
人件費	2,288	2,234	
計	3,938	3,918	

[注記]

1. H29年度の交付金債務残0百万円(うち研究業務費0百万円)、H30年度の交付金債務残90百万円(うち研究業務費0百万円、研究業務人件費90百万円)、R元年度の交付金債務残133百万円(うち研究業務費45百万円、研究業務人件費89百万円)である。
 2. 見込みより獲得件数は減少したこと、契約金額の減少により収入減となった。
 3. 補助金等収入があったため収入増となった。
 4. 保険金収入があったため収入増となった。
 5. 見込みより獲得件数は減少したこと、契約金額の減少により支出減となった。
- ※百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表は以下のとおりです。詳細は、財務諸表をご参照ください。

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,367	流動負債	708
現金及び預金	1,055	運営費交付金債務	0
賞与引当金見返	137	賞与引当金	137
その他	175	その他	571
固定資産	8,656	固定負債	2,028
有形固定資産	7,198	資産見返負債	577
その他	46	退職給付引当金	1,412
特許権	12	その他	38
意匠権	0	負債合計	2,736
ソフトウェア	23	純資産の部	金額
その他	11	資本金	
投資その他の資産	1,412	政府出資金	8,470
退職給付引当金見返	1,412	資本剰余金	△1,853
その他	0	利益剰余金	670
		純資産合計	7,288
資産合計	10,023	負債純資産合計	10,023

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。
以後、△はマイナスを示す。

(2) 行政コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	3,686
研究業務費	3,024
一般管理費	659
雑損	1
臨時損失	3
II その他の行政コスト	121
減価償却相当額	113
除売却差額相当額	8

Ⅲ行政コスト	3,808
--------	-------

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3)損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	3,683
研究業務費	3,024
人件費	1,442
減価償却費	106
賞与引当金繰入	109
その他	1,367
一般管理費	659
人件費	366
減価償却費	10
賞与引当金繰入	28
退職給付費用	153
その他	101
雑損	1
経常収益(B)	3,741
運営費交付金収益	2,993
政府等受託収入	13
その他受託収入	272
資産見返負債戻入	107
賞与引当金見返に係る収益	137
退職給付引当金見返に係る収益	153
雑益	32
その他	34
臨時損失(C)	3
臨時利益(D)	123
その他調整額(E)	1
当期総利益(B-A-C+D+E)	179

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4)純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
--	-----	-------	-------	-------

当期首残高	8,470	△1,738	492	7,225
当期変動額		△51	△107	△158
その他行政コスト		△65		△65
当期総利益			285	285
当期末残高	8,470	△1,853	670	7,288

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	358
人件費支出	△2,420
運営費交付金収入	3,546
受託収入	251
その他収入・支出	△1,019
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△240
III 資金増加額(C=A+B)	119
IV 資金期首残高(D)	937
V 資金期末残高(E=C+D)	1,055

[注記]

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

資金期末残高	金額
現金及び預金	1,055

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は10,023百万円と、前年度末比80百万円減(0.79%減)となっております。これは、退職給付引当金見返が127百万円の減になったことが主な要因となっております。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は2,736百万円と、前年度末比143百万円減(4.97%減)となっております。これは、未払金が61百万円増加しましたが、当年度は中長期間最終年度にあたり、運営費交付金債務をすべて収益化したことにより、債務残が224百万円減したこと

が主な要因となっています。

(2)行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは3,808百万円と、前年度末比1,697百万円減(30.83%減)となっています。これは会計基準の改定に伴い、令和元年度は賞与引当金ならび退職給付引当金を計上したことに伴う臨時損失1,667百万円を計上したことが主な要因となっています。

(3)損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は3,683百万円と、前年度比26百万円減(0.70%減)となっています。これは、調査委託費が121百万円増加、修繕費が50百万円増加しましたが、国外旅費交通費が228百万円の減になったことが主な要因となっています。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は3,741百万円と、前年度比78百万円減(2.04%減)となっています。これは、運営費交付金収益が96百万円減したことが主な要因となっています。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産の除却損3百万円、臨時利益として会計基準第81第4ならびに第81第5に基づく運営費交付金精算収益化額123百万円、前中長期目標期間繰越積立金取崩額百万円を計上した結果、令和2年度の当期総損益は179百万円と、前年度比73百万円増加(68.55%増)となっています。これは、中長期間最終年度にあたり運営費交付金債務残を運営費交付金精算収益化額に計上したことが主な要因となっています。

(4)純資産変動計算書

令和2年度の純資産は7,287百万円と、前年度比63百万円増加(0.87%増加)となっています。これは、資本剰余金が115百万円減になりましたが、利益剰余金が178百万円増加したことが主な要因となっています。

(5)キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは358百万円のキャッシュの増、対前年度94百万円増となっています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは240百万円のキャッシュの減、対前年度比108百万円増となっています。

14. 内部統制の運用に関する情報

(1) 内部統制システムの構築

[役職員の担当業務、権限及び責任の明確化と迅速かつ的確な意思決定]

「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程」等により役職員の担

当業務、権限及び責任を明確化しています。役員会を原則毎週開催し迅速に意思決定するとともに、月2回運営会議を開催し、役員会における決定事項の周知と要検討事項の協議を行っています。また、内部統制委員会(委員長は理事長)を5回開催して内部統制の推進に関する事項への対応等の指示を行いました。さらに、内部統制の諸課題等について、毎月1回理事長、理事と監事の面談が実施されています。

[指揮命令系統の明確化]

業務運営に関する指揮命令系統(役員－組織の長－職員)、研究業務に関する指揮命令系統(プログラムディレクター－プロジェクトリーダー－研究職員)をそれぞれ確立し、当法人の方針や決定事項について速やかな所内通知を図っています。また、運営会議資料や各種調査、届出書類の提出依頼等は重要性、緊急性の程度に応じ、担当部署から職員への一斉電子メールやグループウェアの掲示板での連絡を行っています。

[研究活動における不適正行為の防止]

研究活動における不適正行為を防止するため、国立研究開発法人や大学法人で近年多く利用されている論文剽窃チェックツール(iThenticate)について、当法人でも論文剽窃チェックツールの使用を試行しました。

(2) コンプライアンスの推進

[役職員の意識向上のための研修や教育訓練等の実施]

当法人に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部講師によるコンプライアンス一斉研修を実施しています。全職員に対し、「就業規則、コンプライアンスの基本等、労働安全衛生、健康管理」、「遺伝子組換え生物などの使用等に係る安全規則」、「研究費の使用」を、さらに研究職員等に対して、「化学薬品等の管理」等の研修を実施しました。また、「コンプライアンスルールブック」を見直し、内容を更新しました。

[研究活動における不適正行為を防止するための職員教育や体制の整備]

リスク管理室コンプライアンス管理科において、研究費の不正防止計画の見直しを行い、研究費に関する不正を発生させる要因の把握、コンプライアンス推進責任者による不正防止への取組、取引業者への経理適正化の取り組みへの協力要請について所内に周知しました。コンプライアンス一斉研修において、「研究費の不正使用、研究における不正行為の防止及び研究成果の管理」の講義を研究者等向けに行うとともに、eラーニングプログラムによる研究倫理教育(研究不正行為防止、研究費不正使用防止)(日本語、英語)を、研究職員等を対象に実施しました。農林水産省の研究不正ガイドラインに基づいて平成29年3月に策定した「研究データの保存と開示に関するガイドライン」を適正に運用しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和45(1970)年6月、農林省熱帯農業研究センター(TARC)として発足しました。その目的は、開発途上国の食料増産等の農業振興に必要な技術を開発することでした。このため、主たる研究

の場を海外におき、研究者を長期出張させ研究に従事させました。平成5年10月、従来の農林業研究に加え新たに水産業研究を包摂し、熱帯又は亜熱帯に属する地域及びその他開発途上にある海外の地域における食料・資源・環境問題等に総合的に対応することを目的とし、熱帯農業研究センターは農林水産省国際農林水産業研究センター（国際農研）に改組されました。

平成13年4月に国立試験研究機関から独立行政法人に移行しました。平成18年4月には特定独立行政法人から非特定独立行政法人となるとともに、国際農研の活動を効率的かつ効果的に遂行するため、従来の部・支所体制ならびに、部・支所ごとの研究推進・管理方法を改め、すべての研究をプロジェクト方式とし、組織を7つの専門別研究領域と熱帯・島嶼研究拠点に再編しました。

平成20年4月に（独）緑資源機構の海外農業開発関連業務を承継し、農村開発調査領域を設置しました。

平成21年4月に随意契約の適正化を含めた入札・契約状況、内部統制の状況等をチェックするため、監査室を新設し、監査体制を整備しました。

平成23年4月に、第3期中期計画に導入した研究プログラム体制に沿って、プログラムディレクター（PD）を組織として設置しました。このプログラムディレクターの新設に伴い、領域を再編成し、（旧）生物資源領域と（旧）利用加工領域の統合（生物資源・利用領域）及び（旧）生産環境領域と（旧）畜産草地領域の統合（生産環境・畜産領域）により領域数を8から6へ削減しました。なお、農村開発調査領域は農村開発領域、国際開発領域は社会科学領域に名称変更しました。また、研究成果の実用化、産学官連携を強化するために、企画調整部に技術促進科を新設し、評価業務の効率化・合理化の観点から研究評価科を廃止しました。

平成24年4月に、企画調整部に安全管理室を新設し、化学薬品等規制物質の管理の一層の徹底や、遺伝子組換え作物の取り扱い等、研究業務の安全・危機管理を強化しました。

平成27年4月に国立研究開発法人に移行しました。

平成28年4月に、リスク管理室（コンプライアンス管理科、安全管理科、検収科）を新設しました。また、企画調整部の名称を企画連携部に改正しました。これに伴い、同部に研究管理科を新設するとともに、研究交流科を連携交流科に名称変更しました。また、安全管理室と技術促進科を廃止しました。

令和元年10月に、企画連携部に情報セキュリティ専門職、情報高度利用専門職を新設するとともに、ネットワーク係を業務システム係に見直しました。

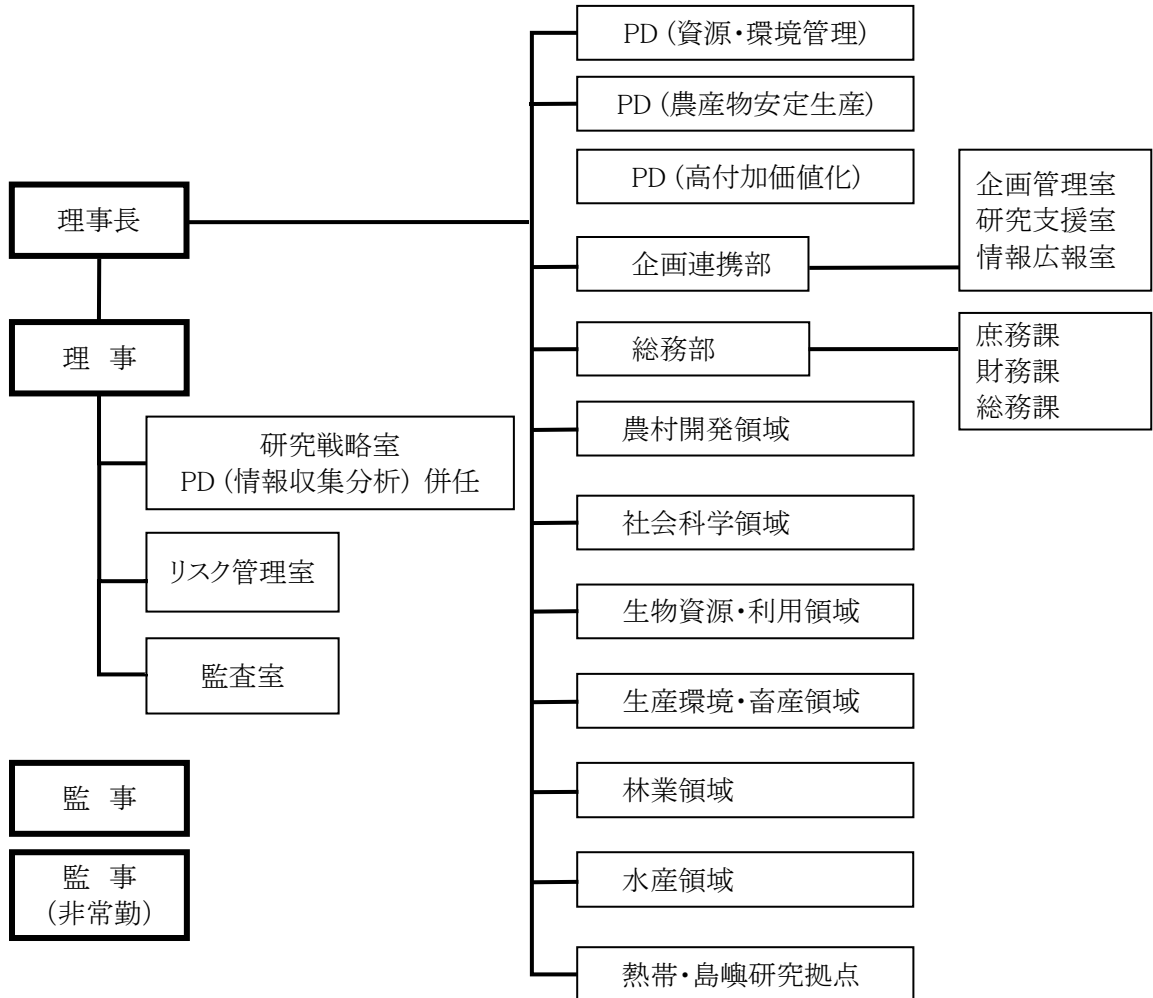
(2) 設立に係る根拠法

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣（農林水産省農林水産技術会議事務局）

(4)組織図(令和2年4月1日)



(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

(本所) 〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1

電 話 029-838-6313(代表)

ファックス 029-838-6316

ウェブサイト <https://www.jircas.go.jp/ja> (日本語)

<https://www.jircas.go.jp/en> (英語)

(熱帯・島嶼研究拠点) 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1

電 話 0980-82-2306(代表)

ファックス 0980-82-0614

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経常費用	3,538	3,762	3,743	3,709	3,683
経常収益	3,708	3,909	3,813	3,819	3,741
当期総利益	171	146	68	106	179
資産	7,892	8,316	8,183	10,104	10,023
負債	831	1,164	1,025	2,879	2,736
利益剰余金	178	321	388	492	670
業務活動によるキャッシュ・フロー	177	381	86	264	358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△105	△91	△115	△132	△240
資金期末残高	543	834	804	937	1,055

[注記]

平成28年度の主な増減要因

利益剰余金の減少要因は、前中長期目標期間の積立金を国庫へ納付したため。

平成29年度の主な増減要因

業務活動によるキャッシュ・フローの増加要因は、運営費交付金収入が増加したため。また、資金期末残高の増加要因は、定年退職者の期末未払金235百万円が主な要因である。

平成30年度の主な増減要因

業務活動によるキャッシュ・フローの減少要因は、運営費交付金収入が減少したため。

令和元年度の主な増減要因

資産及び負債の増加要因は、(資産)賞与引当金見返、退職給付引当金見返、(負債)賞与引当金、退職給付引当金をそれぞれ計上したため。

令和2年度の主な増減要因

会計基準第81第4項に基づく運営費交付金債務の全額収益化により、負債が減少し、利

益剰余金が増加した。

(8) 翌事業年度における予算、収支計画及び資金計画

詳細は、年度計画をご参照ください。

① 予算

(単位:百万円)

区分	合計
収入	
前年度からの繰越	90
運営費交付金	3,546
施設整備費補助金	-
受託収入	295
寄附金収入	-
諸収入	3
計	3,934
支出	
業務経費	1,251
施設整備費	0
受託経費	295
一般管理費	104
人件費	2,288
計	3,938

② 収支計画

(単位:百万円)

区分	合計
費用の部	
経常費用	3,934
人件費	1,944
業務経費	1,169
受託経費	287
一般管理費	91
減価償却費	99
賞与引当金繰入額	136
退職給付費用	207
財務費用	-
臨時損失	-

収益の部	
運営費交付金収益	3,197
諸収入	3
受託収入	295
寄附金収益	4
資産見返負債戻入	91
賞与引当金見返に係る収益	136
退職給付引当金に係る収益	207
臨時損失	-
臨時利益	-
純利益	0
前中長期目標期間	
繰越積立金取崩額	1
総利益	1

③資金計画

(単位:百万円)

区分	合計
資金支出	3,978
業務活動による支出	3,853
投資活動による支出	103
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	40
資金収入	3,978
業務活動による収入	3,843
運営費交付金による収入	3,546
受託収入	295
寄附金収入	-
その他の収入	3
投資活動による収入	-
施設整備費補助金による収入	-
その他の収入	-
財務活動による収入	-
その他の収入	-
前年度よりの繰越金	134

16. 参考情報

(1)要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金:現金、預金

その他(流動資産):未収金、たな卸資産、前払費用など

有形固定資産:土地、建物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

その他(固定資産):有形固定資産以外の長期資産で、特許権、意匠権、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産など

資産見返負債:運営費交付金等により、あらかじめ特定した用途等に従い償却資産を取得した場合に計上される負債

政府出資金:国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金:国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金:独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用:独立行政法人が実施する事業のコストのうち、損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト:独立行政法人の損益計算書に計上されないが、事業実施に費やされたと認められるコスト

③ 損益計算書

研究業務費:独立行政法人の業務に要した費用

人件費:給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費:業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費:独立行政法人の管理運営に要した費用

雑損:外貨決済による為替差損等

運営費交付金収益:国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

政府等受託収入:国及び地方公共団体からの収入

その他受託収入:国及び地方公共団体以外からの収入

資産見返負債戻入:資産見返負債が計上された資産について、減価償却費の計上により負債が取崩された分

雑益:保険金収入、生産物売払いなどの収益

臨時損益:固定資産の売却損益等

その他調整額:前中長期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

④ 純資産変動計算書

資本金:国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎の増減を記す

資本剰余金:国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するものの増減を記す

利益剰余金:独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額の増減を記す

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

(2)その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 自己評価書
- ii 業務実績報告書
- iii 財務諸表
- iv 決算報告書